

奨学金返済支援事業補助金



奨学金を返済している方に年間で最大24万円を補助します！

◎目的

UIJターンにより高山市内の事業所に就職した若者に対して、奨学金返済支援事業補助金を支給することにより、将来の高山市を担う若者の地元への就職・定住を促進します。

◎対象者

以下の要件を全て満たす方が対象となります。

- ① 奨学金を返済する方
- ② 高山市外から高山市へ住民登録地を移した方【※1】
- ③ 高山市内の事業所【※2】へUIJターン就職した日が35歳未満の方
- ④ ②, ③のいずれか早い日から1年経過していない方【※3】
- ⑤ 公務員の場合、会計年度任用職員や任期付職員等の方（正規職員は対象外）

【※1】

市内に住民登録をしたまま、市外の学校などに就学または事業所に就職・就業していた方は、市外に居住していたことが証明できるもの（卒業証明書など）が必要となります。

【※2】

高山市外に本社を有する事業所のうち、人事異動に伴い市外への転勤が想定される事業所を除きます。

【※3】

学卒者（中退含む）は卒業・中退した日から3年を経過しておらず、市内の事業所に就職・就業した日から1年を経過していない方。

◎支援内容

奨学金の返済金額に対して年額**24万円**を限度に助成します。

令和4年度は、補助対象期間が**最大3年間**となります。

※補助対象期間を令和5年度は最大2年間、令和6年度は最大1年間と段階的に縮小し、令和7年度末をもって制度を終了します。

※補助対象期間は申請のあった月もしくは返済の始まる月からとなります。

奨学金の返済実績を確認のうえ、半年に一度まとめて補助金を交付します。

◎申請方法

以下の書類を雇用・産業創出課窓口へお申し込みください。

- 交付申請書
- 奨学金の貸与内容及び返済内容の分かる書類の写し ※貸与奨学金返還確認表は使えません。
- 離職票又は履歴書、卒業証明書（卒業証書可）の写しなど